

令和5年度防災ツーリズム戦略立案業務委託仕様書

1 事業概要

(1) 趣旨・目的

兵庫県では、「防災」×「観光」で「楽しみながら防災を学ぶ」、「地域の魅力を堪能する」という相乗効果により、持続可能な「防災意識の向上」と「地域の活性化」の両立を図るため、防災ツーリズムの推進に取り組んでいる。防災ツーリズムの普及・定着により、2025年度の大阪・関西万博の開催を契機に、阪神・淡路大震災からの「創造的復興」「防災先進県ひょうご」としての取組を改めて国内外に発信することを目指す。

令和5年度は、防災ツーリズムの市場化を見据えたリサーチ（調査）・検証を行い、その結果を踏まえて、防災ツーリズムを展開するストラテジー（戦略）を立案する。

(2) 防災ツーリズムのテーマ・ターゲット

① テーマ

県内の防災関連資源（防災学習施設、防災拠点施設、震災遺構等）と観光資源での体験を通じて、地域の魅力を体験しながら、命を守る知識を学び、防災意識を高める。

② ターゲット

【ターゲット1】 中高生の修学旅行、教育旅行

【ターゲット2】 企業・行政研修

(3) 3ヶ年のスケジュール（予定）

R5（2023）年度	R6（2024）年度	R7（2025）年度～
開発期	検証・改善期	定着期
①企画委員会の設置 ②市場化に向けたリサーチ・検証、 ストラテジー（戦略）立案	③ストラテジーに基づく施策の実施・検証・改善	④市場化、 普及・定着

2 業務内容

(1) 戦略提案書の作成（ストラテジーの立案）

- ① 市場化を見据え、2025年度を目標に防災ツーリズムを展開するストラテジーを立案し、立案内容をまとめた戦略提案書を令和6年2月20日までに県へ提出すること。（任意様式。10部及び電子ファイル（PDFデータに加え、Microsoft Word等の編集可能なデータ）を提出）
- ② 戦略提案書には下表の内容を含めること。なお、立案するストラテジーは、防災ツーリズムが震災の経験・教訓を次世代に承継・発信する取組として2026年度以降も持続的に普及・定着し、兵庫県のブランドの一つとして確立されることを目指す内容となるよう留意すること。
- ③ 戦略提案書の内容について、県が設置する委員会等において、受託者に対しヒアリングを行う場合がある。また、ヒアリング結果等を踏まえ、戦略提案書の修正や追加資料の提出を求める場合がある。

【戦略提案書に含める内容】

<ul style="list-style-type: none">・ ストラテジーのコンセプト・ ターゲット毎の展開方策（提案する展開方策には、具体的なアプローチ方法、別紙【防災ツーリズムで活用を想定する主な防災関連資源】の活用内容、ターゲットが得られるメリット、将来的な収益性等を含めること）・ 根拠となるデータ等のリサーチ・検証結果・ ストラテジーに基づく各種取組のロードマップ（3ヶ年（2024年度、2025年度、2026年度以降）計画と単年度計画）・ その他、事業目的の達成に向けた効果的なアイデアの提案 <p>※いずれも、2(2)のリサーチ・検証の結果を踏まえた内容とすること</p>
--

(2) リサーチ・検証の実施

- ① ストラテジー立案にあたっての根拠となるデータ収集、課題分析等を行うリサーチ・検証の方法について、受託者において提案し、県と協議の上で実施すること。リサーチ・検証は、複数の方法によって行うとともに、結果が信頼できるデータ等となるよう設計すること。
- ② ターゲット毎に市場化に向けた課題等を検証するため、リサーチ・検証の方法の一つとして、リサーチツアーを県と協議の上で実施すること。リサーチツアーの実施概要は下表のとおりとし、内容、検証方法等は受託者において提案すること。
- ③ リサーチ・検証の結果は、戦略提案書に反映するとともに、令和6年2月20日までに県に提出すること。

【リサーチツアーの実施概要】

参加者	提案による（募集方法含む）
催行回数	最低2回（2コース）以上 ※ターゲット毎に最低1コース以上提案・実施すること。
催行時期	県と受託者で協議のうえ決定
催行期間	各コース1泊2日
内容	提案による ※別紙【防災ツーリズムで活用を想定する主な防災関連資源】は、いずれかのコースで必ず見学、体験等を行い、市場化に向けた課題検証等を行うこと。 ※加えて、ひょうごSDGs体験型地域プログラム（フィールドパビリオン）の体験等をコースに組み合わせて、課題検証等を行うことが望ましい。
移動方法	貸切バス

3 委託期間

契約締結日 ～ 令和6年3月31日（日）

4 委託金額

5,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 その他

- (1) 本業務により新たに得られた成果は、原則として県に帰属する。また、受託者は本業務において創作した著作物に関して著作権者人格権を行使しない。
- (2) 受託者が従前より権利を有する著作物のうち、本業務で利用した著作物については県が利用することを妨げない。ただし、次年度以降本業務が継続する場合は次年度以降の受託者は当該著作物を利用できない。
- (3) 第三者の著作物を本業務で利用する場合は、受託者の責任により利用する。
- (4) 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権について、当該著作権の利用にあたり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合は受託者の責任により対処する。
- (5) 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。
- (6) 受託者は、上記業務内容に係る成果物を提出するとともに、令和6年4月20日までに、業務完了報告書により、兵庫県危機管理部防災支援課長へ実績報告を行う。
- (7) 受託者は、この仕様書に定めるもののほか、受託業務を行う上で疑義が生じた場合は、その都度県と協議することとする。

【防災ツーリズムで活用を想定する主な防災関連資源】

- ・ 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター [神戸市中央区]
- ・ 兵庫県広域防災センター、E-ディフェンス (兵庫耐震工学研究センター)、E-Isolation [三木市]
- ・ 城崎温泉 [豊岡市]
※同地域が大きな被害を受けた「北但大震災」の発災から、2025 年で 100 年目となる。提案にあたっては、同地域の復興の過程等を学ぶことができる内容を盛り込むこと。
- ・ 防災まち歩き体験
※語り部ガイドによる復興した街並みや震災遺構等の案内等の体験